



2019年5月8日

各 位

会 社 名 リネットジャパングループ株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 黒田 武志  
 (コード番号：3556 東証マザーズ)  
 問 合 せ 先 取締役 管理本部長 山田 真澄  
 (TEL 052-589-2219)

**第三者割当てによる第17回新株予約権  
 (行使価額修正条項及び行使許可条項付) の行使許可に関するお知らせ**

当社は、2018年12月10日に発行いたしましたリネットジャパングループ株式会社第17回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)において、割当先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及び株式会社SBI証券との間で締結した第三者割当て契約に基づき、株式会社SBI証券に対し、下記のとおり本新株予約権の行使許可を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

記

(1) 本新株予約権の名称	リネットジャパングループ株式会社第17回新株予約権
(2) 行使許可書到達日	2019年5月8日
(3) 今回の行使許可に基づく行使許可期間	2019年5月9日(当日含む。)から2019年5月22日(当日含む。)までの10取引日の期間
(4) 行使許可を行った本新株予約権の数	6,600個
(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とします。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本新株予約権1個当たり100株とします。
(6) 本新株予約権の行使価額	当社は、2018年12月11日以降2020年12月9日まで(同日を含みます。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同

	<p>日に終値がない場合には、その直前の終値) の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額(当初 800 円とし、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。)を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第 166 条第 2 項及び第 167 条第 2 項に定める事実を含みますがこれらに限られません。)が存在する場合並びに行使許可期間が経過していない場合(但し、当該行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合を除きます。)には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。</p>
--	---

\*本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2018年11月22日付プレスリリース「第三者割当てによる第17回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上